［略］	［略］	［略］	［略］	
六　施行規則第二十八条第二項本文の無線設備の機器	［略］	［略］	免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）	
	2　送受信部の性能の確認			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］		［同上］	［同上］	免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）
		2　［同上］		

○総務省告示第二百八十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第六項の規定に基づき、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第五百六十六号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ポータル（https://www.tele.soumu.go.jp/）に掲載する方法

○総務省告示第二百八十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第七項（第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子申請等により、同規則第三十八条第七項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を提出した無線局及び同規則第四十五条の三第一項第二号に掲げる書類又は同条第三項の書類に係る電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十三号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

一　総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された添付書類等に係る電磁的記録（次項及び第三項において「添付書類等に係る電磁的記録」という。）の写しであることを総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。第四項において同じ。）が証明した書面を備え付けておく方法

二　免許人又は高周波利用設備の設置者（代理人による申請の場合は、代理人を含む。次項において同じ。）が添付書類等に係る電磁的記録を印刷した書面を備え付けておく方法

三　免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る電磁的記録を電磁的方法により記録し、当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておく方法

四　前各項に掲げる方法に準ずる方法であって、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の条件に照らしてこれらの管理上合理性があると総務大臣又は総合通信局長が認める方法

○総務省告示第二百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第一項及び第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（免許記録を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。	［一　同上］ 二　業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。
無線局の種別 / 備付場所	無線局の種別 / 備付場所
［一～三　略］	［一～三　同上］